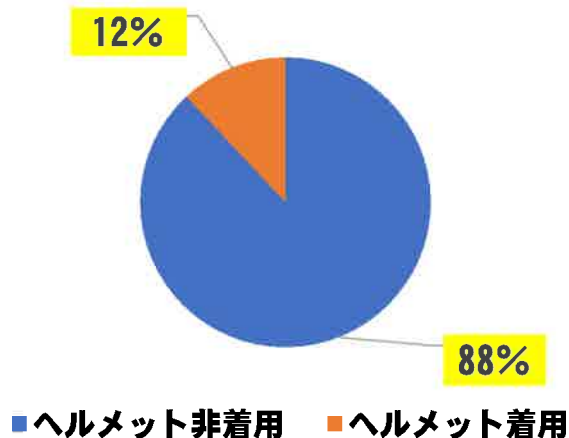


通学時間以外も、ヘルメットをかぶって自転車に乗りましょう!!



自転車利用中に交通事故にあった中学生(13歳～15歳)の88パーセントが、ヘルメットをかぶっていませんでした。

交通事故で負傷した自転車利用者(13歳～15歳)
のヘルメット着用(令和6年中・豊田警察署管内)

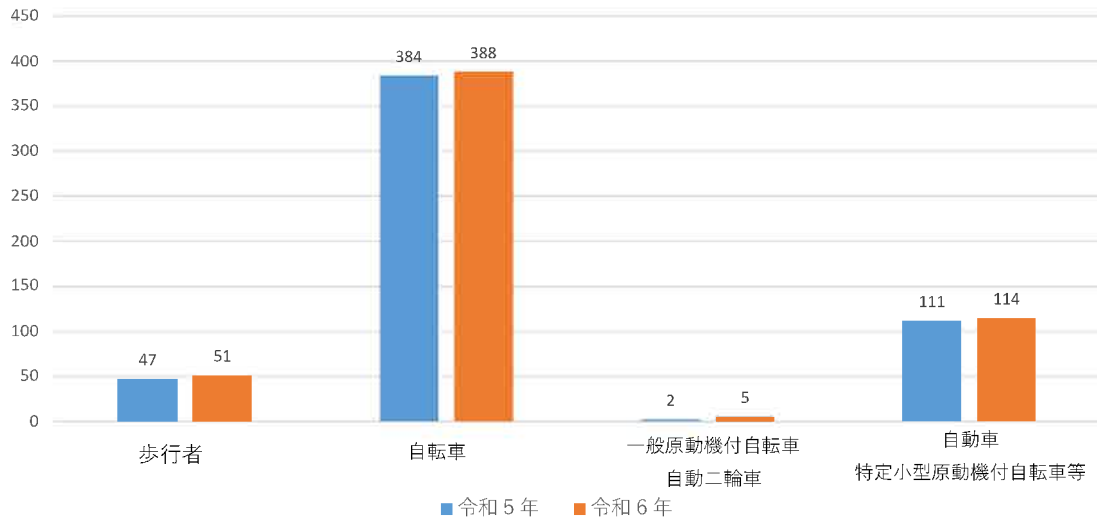


ヘルメット非着用率
88パーセント

愛知県内の中学生の交通事故(令和6年中)

令和6年中、愛知県内で558人の中学生が交通事故で負傷しました。死者は0人でした。

中学生の当事者別負傷者数



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

グラフを見ると、自転車の交通事故がとて多いことが分かるね！
自転車当事者388人のうち、約9割に法令違反があるんだ！
交通ルールを必ず守ろう！



赤信号では必ず停止！
一時停止標識のあるところでは、
一時停止！
見とおしがきかない
交差点は徐行！

万一の交通事故に備えて、
自転車保険に加入しましょうね！



自転車に関連する主な禁止行為

- 信号無視
 - 一時不停止
 - 右側通行
 - 並進走行
 - 無灯火走行
 - 二人乗り
 - 走行中の携帯電話使用
 - 走行中の大音量でのイヤホン等使用
 - 酒酔い運転
 - 傘さし運転
- 3月以下の懲役、5万円以下の罰金
2万円以下の罰金、科料
5万円以下の罰金
2万円以下の罰金、科料
5万円以下の罰金
2万円以下の罰金、科料
5万円以下の罰金
5万円以下の罰金
5年以下の懲役、100万円以下の罰金
5万円以下の罰金



愛知県警が作成した自転車の交通
ルール動画を見てください！

自転車はルールを守って安全運転 //

自転車安全利用五則 を守りましょう!

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定。
また、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となっています。

1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

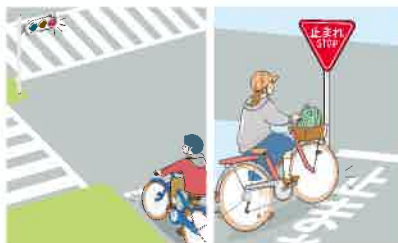
自転車は軽車両に該当します。車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。道路の左に寄って通行してください。



2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号、一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認を行いましょう。



3

夜間はライトを点灯

夜間、無灯火では、前方の安全確認ができません。また、周りからも見えにくくなり、大変危険です。



4

飲酒運転は禁止

自転車も、自動車の場合と同様にお酒を飲んだときは、運転してはいけません。



5

ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは、交通事故時における被害軽減を図る重要な役割を果たします。こどもから大人まで、全ての自転車利用者が乗車用ヘルメットを着用しましょう。



絶対にやめましょう!「ながらスマホ」

自転車運転中に、スマートフォンや携帯電話の画面を見たり操作する、いわゆる「ながらスマホ」が原因となる交通事故の発生が後を絶ちません。中には、事故の相手方である歩行者が亡くなる事故も発生しています。自転車運転中の「ながらスマホ」は、不安定な運転になったり、周囲の自動車や歩行者などに対する注意が不十分になり、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為です。絶対にやめましょう。



自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為※)を反復して行った者が講習制度の受講対象となります。
(※危険行為:信号無視、指定場所一時不停止、通行禁止違反、通行区分違反等)